

そろそろ明るい正月を  
たすけあい基金

幸うすい人たちもみんなそろそろ  
て明るいお正月を迎えていたたく  
ため十二月一日から十二月末日ま  
で全国一斉に歳末たすけあい運動  
がくりひろげられます。

このたすけあい寄せられた寄  
付金や品物は年末に寒さを迎えて  
困っておられる方々へ明るいお正  
月を迎えてもらうために配分され  
ます。

町ではこの運動をくりひろげま  
す。今年目標額は三十一万八千  
円です。

みなさんのあたたかいご協力を  
お願いいたします。



永山隆三氏

永山隆三氏  
紺綬褒章受章

永山隆三（光町宮川三五五六番  
地、利根水産KK代表取締役）氏  
は、本年三月二十四日町道改良資  
金として一金百万円也を寄付され  
ました。その行為に対して九月二  
十二日総理大臣より紺綬褒章の受  
章が決定され十一月十日に町長よ  
り伝達されました。

五割増しの国民年金を！

豊かな老後のために

(所得比例制)

国民年金は、会社や官公庁に勤  
務するサラリーマンとは異なり、  
農林漁業、弁護士等あらゆる職業  
の人達を対象としたため、その人  
達の所得等に応じた保険料の徴収  
が困難でした。そこで制度発足当  
時から、定額の保険料を積み立て  
定額の年金をうけるためとまがと  
られてきました。

しかし、昭和四十四年ごろにな  
りますと、老令年金の支給が昭和  
四十六年から開始されることもあ  
り、「より多くの保険料を納付し  
てより高い給付を」という要望が  
急速に高まってきました。これに  
応えてきたのがいわゆる五割増  
しの年金（所得比例制）による、

「夫婦二万円年金」です。  
加入対象者は、強制、任意の二  
通りがあり、農業者年金の被保険  
者は、自動的に強制加入すること  
になります。一方その他の国民年  
金の被保険者は、任意加入するこ  
とができます。

五割増しの年金に加入した人の  
保険料は、三百五十円と定められ  
ており、定額保険料五百五十円と  
あわせて一か月に九百円を納める  
ことになります。

さらに受けとる年金については  
割増し（所得比例制）保険料を納  
付した場合は、納めた月一か月に  
ついて百八十円の割合で、定額保  
険を納付した期間の年金に加算し

衆議院議員選挙の投票日は十二月十日です

この一票輝く未来の国づくり  
みんなそろそろ投票しましょう

不在者投票制度の活用

十日の選挙当日、あなたの投票  
区の区域外で仕事をされる方、  
又旅行等をされる方は、十二月  
九日まで毎日午前八時三十分か  
ら午後五時まで役場選挙管理委  
員会で受けつけております。  
選挙当日都合の悪い方は、手  
続きは簡単です。是非この制  
度をご利用ください。  
あなたの貴重な選挙権を行使  
して明るくすまよい国をつくり  
ましょう。

あなたが受けとる国民年金額

| 保険料の<br>納め期間 | 区 分          | 受けとる年金                 |                       |                        |
|--------------|--------------|------------------------|-----------------------|------------------------|
|              |              | 定額分                    | 所得比例分                 | 計                      |
| 25<br>年      | 所得比例に加入しない場合 | 996,000円<br>(月 8,000円) | -                     | 96,000円<br>(月 8,000円)  |
|              | 所得比例に加入した場合  | 96,000円<br>(月 8,000円)  | 54,000円<br>(月 4,500円) | 150,000円<br>(月12,500円) |
| 30<br>年      | 所得比例に加入しない場合 | 115,200円<br>(月 9,600円) | -                     | 115,200円<br>(月 9,600円) |
|              | 所得比例に加入した場合  | 115,200円<br>(月 9,600円) | 64,800円<br>(月 5,400円) | 180,000円<br>(月15,000円) |
| 40<br>年      | 所得比例に加入しない場合 | 153,600円<br>(月12,800円) | -                     | 153,600円<br>(月12,800円) |
|              | 所得比例に加入した場合  | 153,600円<br>(月12,800円) | 86,400円<br>(月 7,200円) | 240,000円<br>(月20,000円) |

【年金豆辞典】

（農業者年金）  
農業をいとなむ人々の老後の  
生活安定をはかって、経営の若  
がえり、経営規模を広げるなど  
農業の近代化を進めようとして  
作られた制度です。  
対象は国民年金の加入者で、  
一定の規模以上の農業を営ん  
でいる人です。

この農業者年金に入ったとき  
は、国民年金の所得比例保険料  
（月三五〇円）を必ず納めな  
ければなりません。  
また経営主の後つぎの人も、  
一定の条件がととのえば希望し  
て農業者年金に入ることができ  
ます。  
将来の生活設計に、農業者年  
金を活用しましょう。

\* \* \* \* \*

て支給されることとなります。  
あなたも豊かな老後のために、  
五割増しの年金（所得比例制）に  
加入しましょう。手続き等のくわ  
しいことは役場の年金係にお問  
合わせください。